

次回期日令和3年6月16日午後1時30分

令和2年(ワ)第4920号 損害賠償請求事件

原告 (閲覧制限) ほか13名

被告 国

令和3年5月26日

東京地方裁判所民事50部合は係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 作花知志

原告ら訴訟代理人 弁護士 大村珠代

準備書面(3)

原告らは、以下のとおり主張する。

目 次

第1 行政のHPにおいて、「配偶者から子を取り上げること」や「配偶者と子の交流を制限すること」が「ドメスティック・バイオレンス（DV）の「暴力」に該当する違法行為である」「してはいけない行為である」と記載されていることについて	3 頁
第2 令和3年2月10日に上川法務大臣が法制審議会に「離婚後共同親権，面会交流」について諮問したことなどについて	37 頁
第3 大阪地裁令和2年11月30日判決について	38 頁
第4 東京地裁令和3年2月17日判決について	39 頁
第5 ハーグ条約について	40 頁
第6 （プライバシー）	41 頁

第1 行政のHPにおいて、「配偶者から子を取り上げること」や「配偶者と子の交流を制限すること」が「ドメスティック・バイオレンス（DV）の「暴力」に該当する違法行為である」「してはいけない行為である」と記載されていることについて

1 (1) 政府が作成した政府広報「パートナーや恋人からの暴力に悩んでいませんか。一人で悩まずお近くの相談窓口相談を。暮らしに役立つ情報」の頁には、「女性に対する暴力は、決して許されるべきではありません。」と記載された上で、「2 「暴力」にあたる行為とは？」として「心理的攻撃」として「家族や友人との関係を制限する」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、政府が作成した政府広報「パートナーや恋人からの暴力に悩んでいませんか。一人で悩まずお近くの相談窓口相談を。暮らしに役立つ情報」の頁には、「女性に対する暴力は、決して許されるべきではありません。」と記載された上で、「2 「暴力」にあたる行為とは？」として「心理的攻撃」として「家族や友人との関係を制限する」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

2 (1) 青森県庁のHPの「DV（ドメスティック・バイオレンス）とは」の頁には、「女性の意に反して心や身体を傷つける行為はすべて「暴力」（DV）と考えられます。」と記載した上で、「その他の暴力」「女性から子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、青森県庁のHPの「DV（ドメスティック・バイオレンス）とは」の頁には、「女性の意に反して心や身体を傷つける行為はすべて「暴力」（D

V) と考えられます。」と記載した上で、「その他の暴力」「女性から子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

3 (1) 宮城県のHPの「DV (ドメスティック・バイオレンス) とは？」の頁には、「配偶者 (元配偶者を含む) やパートナーなど親密な関係にある人からの暴力のことをいいます。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」として、「子どもとあなたが仲良くすることを嫌う」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス (DV) は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、宮城県のHPの「DV (ドメスティック・バイオレンス) とは？」の頁には、「配偶者 (元配偶者を含む) やパートナーなど親密な関係にある人からの暴力のことをいいます。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」として、「子どもとあなたが仲良くすることを嫌う」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

4 (1) 福島県のHPの「ドメスティック・バイオレンスとは？」の頁には、「ドメスティック・バイオレンス (DV) とは、配偶者や恋人・パートナーなど親密な関係にある者から振るわれる暴力のことをいいます。」「DVは、犯罪ともなり得る行為を含む重大な人権侵害です。」と記載した上で、「DVの形態と内容」として、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス (DV) は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、福島県のHPには、「DVの形態と内容」として、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白であ

る。

5 (1) 茨城県のHPの「女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）」の頁には、「暴力の種類」として、「子どもを巻き込む暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、茨城県のHPの「女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）」の頁には、「暴力の種類」として、「子どもを巻き込む暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

6 (1) 千葉県のHPの「DVとは？」の頁には、「ドメスティック・バイオレンス（DV）は、直訳すると「domestic=家庭内の」「violence=暴力」となり、夫から妻、妻から夫、親から子、子から親、きょうだい間の暴力など、家庭内の様々な形態の暴力と考えることができますが、最近では「配偶者等からの暴力」という捉え方が一般的になってきています。配偶者等には、事実婚、生活の本拠を共にする交際相手（いわゆる同棲相手）、また離婚した者（事実上の離婚を含む）も含まれます。」「DVとは人権侵害であり、犯罪となる行為です。」と記載された上で、「様々な暴力の形態」として、「子どもを巻き込んだ暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、千葉県のHPの「DVとは？」の頁には、「DVとは人権侵害であり、犯罪となる行為です。」と記載された上で、「様々な暴力の形態」として、「子どもを巻き込んだ暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

7 (1) 東京都による東京ウィメンズプラザのHPの「配偶者暴力（DV）とは何ですか？」の頁には、「配偶者暴力（DV）とは、配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のことを言います。暴力は、殴る・蹴るなどの身体的暴力だけでなく、人前でバカにしたり生活費を渡さないなどの精神的暴力や、性行為の強要などの性的暴力も含まれます。」と記載された上で、「精神的暴力の例」として、「家族との付き合いを制限する」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、東京都による東京ウィメンズプラザのHPの「配偶者暴力（DV）とは何ですか？」の頁には、「配偶者暴力（DV）とは、配偶者または事実婚のパートナーなど親密な関係にある男女間における暴力のことを言います。」と記載された上で、「精神的暴力の例」として、「家族との付き合いを制限する」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

8 (1) 埼玉県警が作成したDVDリーフレットには、「どんなDVがあるの？」とした上で、「子どもを利用した暴力」として「子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、埼玉県警が作成したDVリーフレットには、「どんなDVがあるの？」とした上で、「子どもを利用した暴力」として「子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

9 (1) 群馬県のHPの「DV相談窓口一覧」には、「暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。」とし

た上で、「暴力の形態」として「子どもを利用した暴力」「不当に子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、群馬県のHPの「DV相談窓口一覧」には、「暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。」とした上で、「暴力の形態」として「子どもを利用した暴力」「不当に子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

10 (1) 石川県のHPの「DVや性暴力など女性のさまざまな悩み ひとりで悩まないで相談を」の頁には、「DVの種類」の欄に、「子どもを利用した暴力」として、「子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、石川県のHPの「DVや性暴力など女性のさまざまな悩み ひとりで悩まないで相談を」の頁には、「DVの種類」の欄に、「子どもを利用した暴力」として、「子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

11 (1) 滋賀県立男女共同参画センターが作成したパンフレット「DV（ドメスティック・バイオレンス）」では、「配偶者や恋人などの親密な関係にある（あった）人がパートナーに対してふるう暴力をDVといいます。」と記載した上で、「子どもを利用した暴力」として「子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、滋賀県立男女共同参画センターが作成したパンフレット「DV（ドメスティック・バイオレンス）」では、「配偶者や恋人などの親密な関係にある（あった）人がパートナーに対してふるう暴力をDVとといいます。」と記載した上で、「子どもを利用した暴力」として「子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

1 2 (1) 岡山県による岡山子育て応援サイトHPの「DV（ドメスティック・バイオレンス）について」の頁には、「DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことです。暴力と言っても、身体的に受ける暴力ではありません。精神的、経済的、性的なさまざまな暴力をもすべてを含んだ暴力のことを言います。身体的に被害はなくても、暴力は相手の尊厳を傷つけ、重大な人権侵害であり、犯罪となりうる行為です。」と記載された上で、「社会的暴力」として、「親や兄弟、友人との付き合いを制限する」、さらに「子どもを巻き込んだ暴力（面前DV）」として「子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、岡山県による岡山子育て応援サイトHPの「DV（ドメスティック・バイオレンス）について」の頁には、「DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことです。暴力と言っても、身体的に受ける暴力ではありません。精神的、経済的、性的なさまざまな暴力をもすべてを含んだ暴力のことを言います。身体的に被害はなくても、暴力は相手の尊厳を傷つけ、重大な人権侵害であり、犯罪となりうる行為です。」と記載された上で、「社会的暴力」として、「親や兄弟、友人との付き合いを制限する」、さらに「子どもを巻き込んだ暴力（面前DV）」として「子どもを取り上げる」ことが挙げられているの

であるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

1 3 (1) 岡山県が作成したリーフレット「ひとりで悩まないで 配偶者や恋人からの暴力に苦しんでいるあなたへ」には「DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者からの暴力のことで」「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力、社会的暴力、経済的暴力、子どもを巻き込んだ暴力などがあり、何種類からの暴力が重なってふるわれるケースが多く見られます。」と記載された上で、「社会的暴力」として、「親や兄弟姉妹、友人とのつき合いを制限する」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、岡山県が作成したリーフレット「ひとりで悩まないで 配偶者や恋人からの暴力に苦しんでいるあなたへ」には「DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や交際相手など親密な関係にある、又はあった者からの暴力のことで」「殴る」「蹴る」といった身体的暴力だけでなく精神的暴力、性的暴力、社会的暴力、経済的暴力、子どもを巻き込んだ暴力などがあり、何種類からの暴力が重なってふるわれるケースが多く見られます。」と記載された上で、「社会的暴力」として、「親や兄弟姉妹、友人とのつき合いを制限する」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

1 4 (1) 福岡県田川警察書作成の資料「配偶者や交際相手からの暴力にひとりで悩んでいませんか？」には、「DV（ドメスティック・バイオレンス）は犯罪となる行為も含む重大な人権侵害。どんな理由があっても暴力は決して許されません。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げると脅す」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、福岡県田川警察書作成の資料「配偶者や交際相手からの暴力にひとりで悩んでいませんか？」には、「DV（ドメスティック・バイオレンス）は犯罪となる行為も含む重大な人権侵害。どんな理由があっても暴力は決して許されません。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げると脅す」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

15 (1) 宮崎県のHPの「特集ドメスティック・バイオレンス（DV）のない社会」の頁には、「ドメスティック・バイオレンス（DV）とは・・・夫や恋人・パートナーなど親密な関係にあるものからの暴力をいいます。・・・DVは、相手の心身を傷つける決して許されない人権侵害行為です。」と記載された上で、「DVの種類」として「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げたり・・・」することが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、宮崎県のHPの「特集ドメスティック・バイオレンス（DV）のない社会」の頁には、「ドメスティック・バイオレンス（DV）とは・・・夫や恋人・パートナーなど親密な関係にあるものからの暴力をいいます。・・・DVは、相手の心身を傷つける決して許されない人権侵害行為です。」と記載された上で、「DVの種類」として「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げたり・・・」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

16 (1) 熊本県男女共同参画センターが作成した「ドメスティック・バイオレンスとは？」には、「ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者やパートナーからの暴力のことをいいます。殴る、蹴るという身体的なものだけで

なく、心を傷つけたり、生活する上で有害な影響を及ぼすようなことがあれば、それも「暴力」です。男女間のもめごとに周囲の人は介入しないという風潮もありますが、個人の問題では片付けられない深刻な事態になる場合もよくあります。DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害なのです。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」と記載されている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、熊本県男女共同参画センターが作成した「ドメスティック・バイオレンスとは？」には、「ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者やパートナーからの暴力のことをいいます。殴る、蹴るという身体的なものだけでなく、心を傷つけたり、生活する上で有害な影響を及ぼすようなことがあれば、それも「暴力」です。男女間のもめごとに周囲の人は介入しないという風潮もありますが、個人の問題では片付けられない深刻な事態になる場合もよくあります。DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害なのです。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」と記載されているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

17 (1) 沖縄県が作成した資料「知らないうちにDVの加害者になっていませんか」には、「近年、配偶者等からの暴力、いわゆるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）が大きな社会問題となっていることから、被害者を対象としたさまざまな支援が行われています。一方、DVの加害者に対しては、自分の行為の責任を認識し、暴力的な態度をやめるよう働きかける必要があります。」と記載された上で、「DVとは？」「DVとは、夫や恋人・パートナーなど、親密な関係にある相手にふるう暴力のことをいいます。殴る、蹴るなどの身体的暴力のほかに、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力、社会的

暴力，子供を利用した暴力などがあります。」「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」と記載されている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は，日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると，沖縄県が作成した資料「知らないうちにDVの加害者になっていませんか」には，「近年，配偶者等からの暴力，いわゆるドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）が大きな社会問題となっていることから，被害者を対象としたさまざまな支援が行われています。一方，DVの加害者に対しては，自分の行為の責任を認識し，暴力的な態度をやめるよう働きかける必要があります。」と記載された上で，「DVとは？」「DVとは，夫や恋人・パートナーなど，親密な関係にある相手にふるう暴力のことをいいます。殴る，蹴るなどの身体的暴力のほかに，精神的暴力，経済的暴力，性的暴力，社会的暴力，子供を利用した暴力などがあります。」「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」と記載されているのであるから，それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

18(1)にかほ市のHPの「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の頁には，「DV（ドメスティック・バイオレンス）」「DV（ドメスティック・バイオレンス・・・）は，配偶者や恋人など親密な関係にある人から振るわれる暴力のことで，犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは，身体的暴力に限らず，精神的，経済的，性的等あらゆる暴力が含まれ，その被害が深刻であるにもかかわらず，長い間，家庭の問題や夫婦間の問題として潜在化の傾向にありました。DVは，子どもにとっても，目撃することそのものが心理的虐待となる場合があります。暴力は繰り返され，だんだんエスカレートする傾向がありますので，被害が深刻にならないように，早期の相談が大切です。」と記載された上で，「こんなことも暴力です」「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」と記載されている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、にかほ市のHPの「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の頁には、「DV（ドメスティック・バイオレンス）」「DV（ドメスティック・バイオレンス・・・）は、配偶者や恋人など親密な関係にある人から振るわれる暴力のことで、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。DVは、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる暴力が含まれ、その被害が深刻であるにもかかわらず、長い間、家庭の問題や夫婦間の問題として潜在化の傾向にありました。DVは、子どもにとっても、目撃することそのものが心理的虐待となる場合があります。暴力は繰り返され、だんだんエスカレートする傾向がありますので、被害が深刻にならないように、早期の相談が大切です。」と記載された上で、「こんなことも暴力です」「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」と記載されているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

19 (1) 郡山市のHPの「ドメスティック・バイオレンス（DV）とは」の頁には、「ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係にある者、又は、親密な関係にあった者から振るわれる暴力のことを言います。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」として、「子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、郡山市のHPの「ドメスティック・バイオレンス（DV）とは」の頁には、「ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者や恋人、パートナーなど親密な関係にある者、又は、親密な関係にあった者から振るわれる暴力のことを言います。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」として、「子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本

の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

20 (1) 稲敷市が作成した「広報稲敷平成25年8月号」7頁には、「DVとは？」

「DVは犯罪です ドメスティック・バイオレンス（DV）とは「親密な関係にあるパートナーからの暴力」のことをいいます。多くの場合、暴力の被害者は女性で、夫や恋人など親しい関係にある男性（婚約者・同棲相手・別れた夫など）から振るわれる身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力のことです。個人的な関係の中で、経済的、社会的に優位に立つ男性が暴力で女性を支配（コントロール）することは、単なる夫婦げんかではなく暴力であり、犯罪となる行為をも含む重要な人権侵害です。」と記載された上で、「該当例」「女性から子どもを取り上げる」と記載されている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、稲敷市が作成した「広報稲敷平成25年8月号」7頁には、「DVとは？」「DVは犯罪です ドメスティック・バイオレンス（DV）とは「親密な関係にあるパートナーからの暴力」のことをいいます。多くの場合、暴力の被害者は女性で、夫や恋人など親しい関係にある男性（婚約者・同棲相手・別れた夫など）から振るわれる身体的、精神的、性的、経済的、社会的な暴力のことです。個人的な関係の中で、経済的、社会的に優位に立つ男性が暴力で女性を支配（コントロール）することは、単なる夫婦げんかではなく暴力であり、犯罪となる行為をも含む重要な人権侵害です。」と記載された上で、「該当例」「女性から子どもを取り上げる」と記載されているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

21 (1) 流山市のHPの「ぐるっと流山 暴力被害者支援講座」の頁には、「DVとは・・・、DVの実態は、配偶者からの暴力被害者支援講座を開催」「男女共同参画社会づくりの一環として「ドメスティック・バイオレンス」～相談

窓口の現場から～が、文化会館を会場に2月19日に開催され、民政児童委員や市民の方々14人が参加しました。今回は、配偶者暴力相談支援センターの専門相談員鶴見喜代美さんを講師に招いて、ドメスティック・バイオレンス(DV)の実態や被害者支援策等をお話いただきました。鶴見講師は、ドメスティック・バイオレンス(DV)とは配偶者や恋人など親密な関係の相手からふるわれる暴力で、2003年の内閣府調査では5人に1人がDV被害、20人に1人が生命の危険を感じている身近な問題であり、原因としては、女性に対する支配とコントロール、男性中心社会における男女間の力関係が個人的な関係で現れたもの・・・」と記載された上で、「暴力の形態としては、・・・子どもを利用した暴力(・・・妻から子どもを取り上げるなど)」と記載されている。

(2) ドメスティック・バイオレンス(DV)は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、流山市のHPの「ぐるっと流山 暴力被害者支援講座」の頁には、
「DVとは・・・、DVの実態は、配偶者からの暴力被害者支援講座を開催」
「男女共同参画社会づくりの一環として「ドメスティック・バイオレンス」～相談窓口の現場から～が、文化会館を会場に2月19日に開催され、民政児童委員や市民の方々14人が参加しました。今回は、配偶者暴力相談支援センターの専門相談員鶴見喜代美さんを講師に招いて、ドメスティック・バイオレンス(DV)の実態や被害者支援策等をお話いただきました。鶴見講師は、ドメスティック・バイオレンス(DV)とは配偶者や恋人など親密な関係の相手からふるわれる暴力で、2003年の内閣府調査では5人に1人がDV被害、20人に1人が生命の危険を感じている身近な問題であり、原因としては、女性に対する支配とコントロール、男性中心社会における男女間の力関係が個人的な関係で現れたもの・・・」と記載された上で、「暴力の形態としては、・・・子どもを利用した暴力(・・・妻から子どもを取り上げるなど)」と記載されているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為で

あることは明白である。

2 2 (1) 八街市のHPの「ドメスティック・バイオレンス (DV) とは？」の頁には、「DVとは、配偶者・パートナーなど、親密な関係にある人からの暴力です。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」として、「子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス (DV) は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、八街市のHPの「ドメスティック・バイオレンス (DV) とは？」の頁には、「DVとは、配偶者・パートナーなど、親密な関係にある人からの暴力です。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」として、「子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

2 3 (1) 加須市のHPの「DVのない社会に」の頁には、「DV (ドメスティック・バイオレンス) とは」「夫婦やパートナーなど、親密な間柄で行われる暴力行為をドメスティック・バイオレンス (DV) といいます。」と記載した上で、「DVといわれる暴力には、次のようなことがあげられます」として、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス (DV) は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、加須市のHPの「DVのない社会に」の頁には、「DV (ドメスティック・バイオレンス) とは」「夫婦やパートナーなど、親密な間柄で行われる暴力行為をドメスティック・バイオレンス (DV) といいます。」と記載した上で、「DVといわれる暴力には、次のようなことがあげられます」として、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

2 4 (1) 北本市のHPの「一人で悩まないで！DVをなくそう」の頁には、「配偶者からの暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。いかなる理由があろうとも暴力は決して許されるものではありません。」と記載された上で、「DVとは」として、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、北本市のHPの「一人で悩まないで！DVをなくそう」の頁には、「配偶者からの暴力（DV）は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。いかなる理由があろうとも暴力は決して許されるものではありません。」と記載された上で、「DVとは」として、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

2 5 (1) 新座市のHPの「ドメスティック・バイオレンス（DV）を知っていますか？」の頁には、「ドメスティック・バイオレンス（DV）は、・・・犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。」と記載された上で、ドメスティック・バイオレンス（DV）の形態の一部として、「子どもを利用した暴力」「子どもを奪ったり、連れ去る。」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、新座市のHPには、ドメスティック・バイオレンス（DV）の形態の一部として、「子どもを利用した暴力」「子どもを奪ったり、連れ去る。」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

2 6 (1) 八潮市のHPの「どのような暴力がDVですか？」には、「どのような暴力がDVですか？」とした上で、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り

上げる」が挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、八潮市のHPの「どのような暴力がDVですか？」には、「どのような暴力がDVですか？」とした上で、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」が挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

27(1) 蕨市が作成した配偶者等からの暴力防止啓発パンフレット「知ってください配偶者等からの暴力のこと」では、「DV（ドメスティック・バイオレンス）とは配偶者（事実婚や元配偶者も含む）等から繰り返し受ける暴力のことです。」と記載した上で、「子どもを利用した暴力」として「子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、蕨市が作成した配偶者等からの暴力防止啓発パンフレット「知ってください配偶者等からの暴力のこと」では、「DV（ドメスティック・バイオレンス）とは配偶者（事実婚や元配偶者も含む）等から繰り返し受ける暴力のことです。」と記載した上で、「子どもを利用した暴力」として「子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

28(1) 横浜市が作成した「市DV相談支援センター」を紹介するチラシには、「DVの被害に気付きやすくするため、イラストも使いながら、事例をより具体的に記述している。」とされたり、「市の担当者は「殴る蹴るという行為以外は『暴力』と気付かなかつたり、『性的強要』との言葉だけでは伝わりにくいとの声が相談現場に寄せられていた。」と説明する。」とされた上で、「DVに該当する事例」として、「家族や友達に会わせてもらえない」ことが挙げ

られている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、横浜市が作成した「市DV相談支援センター」を紹介するチラシには、「DVの被害に気付きやすくするため、イラストも使いながら、事例をより具体的に記述している。」とされたり、「市の担当者は「殴る蹴るという行為以外は『暴力』と気付かなかつたり、『性的強要』との言葉だけでは伝わりにくいとの声が相談現場に寄せられていた。」と説明する。」とされた上で、「DVに該当する事例」として、「家族や友達に会わせてもらえない」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

29 (1) 下田市が作成した「下田市男女共同参画情報紙ハーモニー第9号」には、「ドメスティック・バイオレンス（DV）＝夫や恋人・パートナーからの暴力」「夫や恋人・パートナーからの暴力は犯罪であり、人権侵害です。」「殴る・蹴るだけが暴力ではありません。ほとんどのDVはさまざまな暴力が複雑に絡み合っています。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」と記載されている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、下田市が作成した「下田市男女共同参画情報紙ハーモニー第9号」には、「ドメスティック・バイオレンス（DV）＝夫や恋人・パートナーからの暴力」「夫や恋人・パートナーからの暴力は犯罪であり、人権侵害です。」「殴る・蹴るだけが暴力ではありません。ほとんどのDVはさまざまな暴力が複雑に絡み合っています。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」と記載されているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

30 (1) 大田原市が作成した「広報おおたはら平成24年11月1日号」には、
「女性に対する暴力をなくす運動」「女性に対する暴力には、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などがあります。これらは女性の人権を著しく侵害する行為であり、明るい男女共同参画社会を推進していく上で、克服すべき重要な課題です。」「DV（ドメスティック・バイオレンス）とは？DVとは、配偶者・パートナー（事実婚の相手、元の配偶者、恋人）などの親密な関係にある相手からの暴力をいいます。・・暴力の形態はさまざまですが、次のような事例が繰り返される場合はDVにあたります。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」と記載されている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、大田原市が作成した「広報おおたはら平成24年11月1日号」には、「女性に対する暴力をなくす運動」「女性に対する暴力には、配偶者などからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などがあります。これらは女性の人権を著しく侵害する行為であり、明るい男女共同参画社会を推進していく上で、克服すべき重要な課題です。」「DV（ドメスティック・バイオレンス）とは？DVとは、配偶者・パートナー（事実婚の相手、元の配偶者、恋人）などの親密な関係にある相手からの暴力をいいます。・・暴力の形態はさまざまですが、次のような事例が繰り返される場合はDVにあたります。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」と記載されているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

31 (1) 高崎市のHPの「DV（デートDV）ってなに？」の頁には、「もし、あなたが配偶者や恋人から、心ない言葉で傷つけられたり、暴力を受けるなど

して恐怖を感じることもあるとしたら、それは対等な関係ではありませんし、望ましい状態とは言えません。」と記載した上で、「DVの暴力ってどんなこと?」「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス(DV)は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、高崎市のHPの「DV(デートDV)ってなに?」の頁には、「もし、あなたが配偶者や恋人から、心ない言葉で傷つけられたり、暴力を受けるなどして恐怖を感じることもあるとしたら、それは対等な関係ではありませんし、望ましい状態とは言えません。」と記載した上で、「DVの暴力ってどんなこと?」「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

3 2 (1) 安中市のHPの「DV(ドメスティック・バイオレンス)とは」の頁には、「配偶者や交際相手など親しい関係で起こる暴力のことで、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的なものや、性的なものなども含まれます。DVは重大な人権侵害であり、明らかな犯罪です。身近な間柄であっても、どのような場合であっても、暴力はけっして許されるものではありません。」と記載した上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス(DV)は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、安中市のHPの「DV(ドメスティック・バイオレンス)とは」の頁には、「配偶者や交際相手など親しい関係で起こる暴力のことで、殴る・蹴るといった身体的暴力だけでなく、精神的なものや、性的なものなども含まれます。DVは重大な人権侵害であり、明らかな犯罪です。身近な間柄であって

も、どのような場合であっても、暴力はけっして許されるものではありません。」と記載した上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

3 3 (1) 半田市のHPの「DV（ドメスティック・バイオレンス）について」の頁には、「配偶者等からの暴力（DV（ドメスティック・バイオレンス））は、犯罪ともなり得る行為をも含む重大な人権侵害です。」と記載した上で、「DVの種類」として、「社会的暴力」「家族や友人に会わせない」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、半田市のHPには、「DVの種類」として、「社会的暴力」「家族や友人に会わせない」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

3 4 (1) 小松市のHPの「DV（ドメスティック・バイオレンス）・性暴力相談」には、「DVは、配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことです。正式名称は「ドメスティック・バイオレンス」です。DVは、親密な相手に力（パワー）を使って支配（コントロール）する関係性をつくり上げ、相手を自分の思い通りに動かそうとすることです。」とした上で、「暴力の種類」として「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、小松市のHPの「DV（ドメスティック・バイオレンス）・性暴力相談」には、「DVは、配偶者やパートナーなど親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことです。正式名称は「ドメスティック・バイオ

レンス」です。DVは、親密な相手に力（パワー）を使って支配（コントロール）する関係性をつくり上げ、相手を自分の思い通りに動かそうとすることです。」とした上で、「暴力の種類」として「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

3 5 (1) 鯖江市のHPの「配偶者・恋人などのパートナーからの暴力にお悩みの方に」の頁には、「配偶者・恋人などのパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）とは」と記載した上で、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げると脅かす」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、鯖江市のHPの「配偶者・恋人などのパートナーからの暴力にお悩みの方に」の頁には、「配偶者・恋人などのパートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）とは」と記載した上で、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げると脅かす」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

3 6 (1) 大阪狭山市のHPの「11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です」の頁には、「暴力にはいろいろな種類があることを知っていますか？」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げようとする」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、大阪狭山市のHPの「11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です」の頁には、「暴力にはいろいろな種類があることを知っていますか？」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げようとする」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会

において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

37(1) 羽曳野市が作成した「きらり HABIKINO」「配偶者やパートナーからの暴力」リーフレットには「暴力は、決して許されるものではありません。ひとりで悩まないで相談してください。」と記載された上で、「暴力には、いろいろな形があります」「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げようとする」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、羽曳野市が作成した「きらり HABIKINO」「配偶者やパートナーからの暴力」リーフレットには「暴力は、決して許されるものではありません。ひとりで悩まないで相談してください。」と記載された上で、「暴力には、いろいろな形があります」「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げようとする」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

38(1) 神戸市による神戸国際協力交流センターのHPの「DV」の頁には、「DVとは配偶者や恋人等の親しい関係にある人からふるわれる暴力のことです。DV被害者の多くは女性です。DVの本質は相手を支配しコントロールすることで、暴力はその手段といえます。暴力には様々な形があります。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」として、「子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、神戸市による神戸国際協力交流センターのHPの「DV」の頁には、「DVとは配偶者や恋人等の親しい関係にある人からふるわれる暴力のことです。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」として、「子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も

忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

39 (1) 高砂市のHPの「DV相談窓口の案内」の頁には、「DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことです。暴力にはさまざまな形態があり、殴る、蹴るといった身体的な暴力だけでなく、精神的、社会的、経済的、性的暴力も含まれます。DVは、被害者の生命や身体ばかりかその精神に重大な危害を与える犯罪を含む重大な人権侵害にあたります。」と記載された上で、「暴力の形態」として、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、高砂市のHPの「DV相談窓口の案内」の頁には、「DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力のことです。暴力にはさまざまな形態があり、殴る、蹴るといった身体的な暴力だけでなく、精神的、社会的、経済的、性的暴力も含まれます。DVは、被害者の生命や身体ばかりかその精神に重大な危害を与える犯罪を含む重大な人権侵害にあたります。」と記載された上で、「暴力の形態」として、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

40 (1) 名張市が作成した「名張市男女共同参画つうしん」には、「DV（ドメスティック・バイオレンス）って？」「夫婦や恋人など、親しい間で行われる暴力だよ。」と記載された上で、「さまざまな暴力（DV）」「子どもを取り上げる、・・・など、子どもを利用した暴力もあります。」と記載されている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、名張市が作成した「名張市男女共同参画つうしん」には、「DV（ドメスティック・バイオレンス）って？」「夫婦や恋人など、親しい間で行われる暴力だよ。」と記載された上で、「さまざまな暴力（DV）」「子どもを取り上げる、・・・など、子どもを利用した暴力もあります。」と記載されているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

4 1 (1) 四日市市が作成した「四日市市男女共同参画センターだより はもりあ 1 3 6 号」には、「1 1 月 1 2 日～2 5 日は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です！」「DVとは、配偶者・パートナー（事実婚や元配偶者を含む）など、親密な関係にある人からの暴力のことです。」と記載された上で、「さまざまな暴力」「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」と記載されている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、四日市市が作成した「四日市市男女共同参画センターだより はもりあ 1 3 6 号」には、「1 1 月 1 2 日～2 5 日は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です！」「DVとは、配偶者・パートナー（事実婚や元配偶者を含む）など、親密な関係にある人からの暴力のことです。」と記載された上で、「さまざまな暴力」「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」と記載されているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

4 2 (1) 田辺市男女共同参画センターが作成したパンフレット「ゆうーともに歩こう すてきな未来へー」では、「配偶者からの暴力（DV）とは「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行動」であると、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆるDV防止法）で定義されています。」と記載した上で、「殴る・蹴るだけが暴力で

はありません」「子どもを利用した暴力」として「子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、田辺市男女共同参画センターが作成したパンフレット「ゆうーともに歩こう すてきな未来へー」では、「配偶者からの暴力（DV）とは「配偶者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行動」であると、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（いわゆるDV防止法）で定義されています。」と記載した上で、「殴る・蹴るだけが暴力ではありません」「子どもを利用した暴力」として「子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

4 3 (1) 大田市が作成した「広報おおた 2 0 1 3 年（平成 2 5 年） 1 1 月 1 0 日号」には、「暴力は社会が克服すべき重要な課題です」「暴力は性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。被害者の多くは女性です。ドメスティック・バイオレンス（DV）、・・・などは、女性の人権を著しく侵害するものであり、社会全体で克服すべき重要な課題です。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」と記載されている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、大田市が作成した「広報おおた 2 0 1 3 年（平成 2 5 年） 1 1 月 1 0 日号」には、「暴力は社会が克服すべき重要な課題です」「暴力は性別や間柄を問わず、決して許されるものではありません。被害者の多くは女性です。ドメスティック・バイオレンス（DV）、・・・などは、女性の人権を著しく侵害するものであり、社会全体で克服すべき重要な課題です。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」と記載されて

いるのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

4 4 (1) 丸亀市が作成した資料「女性に対する暴力をなくす運動」には、「あなたにとって、暴力は他人事ですか?・・・女性に対する暴力は、多くの人に関わること＝社会問題なのです。」と記載された上で、「様々な形で振るわれる女性への暴力」「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」と記載されている。

(2) ドメスティック・バイオレンス(DV)は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、丸亀市が作成した資料「女性に対する暴力をなくす運動」には、「あなたにとって、暴力は他人事ですか?・・・女性に対する暴力は、多くの人に関わること＝社会問題なのです。」と記載された上で、「様々な形で振るわれる女性への暴力」「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」と記載されているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

4 5 (1) 阿南市のHPの「DV被害者の支援について」には、「DV(ドメスティック・バイオレンス)は、配偶者や恋人など、親密な関係にある、または過去に親密な関係にあった相手からふるわれる暴力のことです。・・・DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる場合にあっても許されるものではありません。」とした上で、「DVに気づこう。実際に殴るだけではなく、いろいろな暴力があります。」として「5 子どもを利用した暴力」「被害者をコントロールするために子どもを利用する」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス(DV)は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、阿南市のHPの「DV被害者の支援について」には、「DV(ドメスティック・バイオレンス)は、配偶者や恋人など、親密な関係にある、また

は過去に親密な関係にあった相手からふるわれる暴力のことです。・・・DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、いかなる場合にあっても許されるものではありません。」とした上で、「DVに気づこう。実際に殴るだけではなく、いろいろな暴力があります。」として「5 子どもを利用した暴力」「被害者をコントロールするために子どもを利用する」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

4 6 (1) 糸島市のHPの「ドメスティック・バイオレンス (DV) とは」には、「本来暴力は、性別や被害者、加害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。・・・ドメスティック・バイオレンス (DV) とは、配偶者や恋人やパートナーなどの親密な間柄に起こる暴力のことです。」とした上で、「DVの種類と特徴」として「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げると言って脅す」が挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス (DV) は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、糸島市のHPの「ドメスティック・バイオレンス (DV) とは」には、「本来暴力は、性別や被害者、加害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。・・・ドメスティック・バイオレンス (DV) とは、配偶者や恋人やパートナーなどの親密な間柄に起こる暴力のことです。」とした上で、「DVの種類と特徴」として「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げると言って脅す」が挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

4 7 (1) 田川市が作成した「家庭内で起こる暴力～DVと児童虐待～」に関するパンフレットには、「「家庭という密室で起きる暴力」をなくすためには、児童虐待とDVの両方の視点を持った支援が必要です。」とされた上で、「あなたと配偶者や恋人との間でこんなことはありませんか？」として「子どもを利

用した暴力」「子どもを取り上げると言って脅す。」「子どもの目の前で配偶者等に対して暴力をふるうことを「面前DV」と言います。家庭内で暴力を目撃する子どもは、大きな衝撃やストレスにさらされており、心身の発達に多大な影響があります。児童虐待防止法では「面前DV」を子どもへの心理的虐待の1つとして認定しています。」と記載されている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、田川市が作成した「家庭内で起こる暴力～DVと児童虐待～」に関するパンフレットには、「家庭という密室で起きる暴力」をなくすためには、児童虐待とDVの両方の視点を持った支援が必要です。」とされた上で、「あなたと配偶者や恋人との間でこんなことはありませんか？」として「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げると言って脅す。」「子どもの目の前で配偶者等に対して暴力をふるうことを「面前DV」と言います。家庭内で暴力を目撃する子どもは、大きな衝撃やストレスにさらされており、心身の発達に多大な影響があります。児童虐待防止法では「面前DV」を子どもへの心理的虐待の1つとして認定しています」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

4 8 (1) 諫早市のHPの「女性相談室（女性のための相談窓口）」には、「DV（ドメスティック・バイオレンス）とは」として「DV（ドメスティック・バイオレンス）は、配偶者や恋人同士など、親密な関係にある者からの暴力をさし、被害者はほとんど女性です。」と記載された上で、「DVの種類（暴力のかたち）」として「子どもを利用した暴力」「子どもを盾にしておどす」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、諫早市のHPの「女性相談室（女性のための相談窓口）」には、「D

V（ドメスティック・バイオレンス）とは）」として「DV（ドメスティック・バイオレンス）は、配偶者や恋人同士など、親密な関係にある者からの暴力をさし、被害者はほとんど女性です。」と記載された上で、「DVの種類（暴力のかたち）」として「子どもを利用した暴力」「子どもを盾にしておどす」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

49(1) 宇土市のHPの「配偶者からの暴力（DV）をなくそう！」には、「配偶者から受ける暴力のことで、身体に対する不法な攻撃であって身体や生命に被害を及ぼすもの、又は心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。」とした上で、「暴力だと気づいていますか？」として「その他」「子どもを取り上げたり子どもを利用した暴力」が挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、宇土市のHPの「配偶者からの暴力（DV）をなくそう！」には、「配偶者から受ける暴力のことで、身体に対する不法な攻撃であって身体や生命に被害を及ぼすもの、又は心身に有害な影響を及ぼす言動をいいます。」とした上で、「暴力だと気づいていますか？」として「その他」「子どもを取り上げたり子どもを利用した暴力」が挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

50(1) 霧島市のHPの「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の頁には、「DVは配偶者や恋人からの暴力のことで、事実婚や離婚した後も引き続き受ける暴力も含まれます。・・・DVは被害者自身が傷つくだけでなく、子どもが目撃した場合、心に傷を負う可能性があることも指摘されています。」と記載された上で、「DVの例」として、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避す

べき重大な違法行為である。

(3) すると、霧島市のHPの「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の頁には、「DVは配偶者や恋人からの暴力のことで、事実婚や離婚した後も引き続き受ける暴力も含まれます。・・DVは被害者自身が傷つくだけでなく、子どもが目撃した場合、心に傷を負う可能性があることも指摘されています。」と記載された上で、「DVの例」として、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

5 1 (1) 那覇市が作成した「那覇市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援」に関するパンフレットには、「第2章 配偶者等からの暴力の現状」において、「DVの種類」として「子どもを利用した暴力」「子どもを盾にして脅す。」「相手から子どもを取り上げる。」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、那覇市が作成した「那覇市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援」に関するパンフレットには、「第2章 配偶者等からの暴力の現状」において、「DVの種類」として「子どもを利用した暴力」「子どもを盾にして脅す。」「相手から子どもを取り上げる。」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

5 2 (1) 小川町のHPの「子育て応援ナビ」には、「ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、夫婦や恋人など親密な間柄で行われる様々な暴力行為をいいます。暴力は誰に対して振るわれても犯罪です。妻や恋人に対する暴力が許されていてはいけません。DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、親しい間柄でも暴力は許されるものではありません。」とした上で、「暴力の種類」として「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げたり」が

挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、小川町のHPの「子育て応援ナビ」には、「ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、夫婦や恋人など親密な間柄で行われる様々な暴力行為をいいます。暴力は誰に対して振るわれても犯罪です。妻や恋人に対する暴力が許されていいはずがありません。DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、親しい間柄でも暴力は許されるものではありません。」とした上で、「暴力の種類」として「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げたり」が挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

5 3 (1) 池田町のHPの「DV（ドメスティック・バイオレンス）とは」には、「配偶者や生活の本拠を共にする交際相手など親密な関係にある人から暴力を受けることです。暴力には、殴る、蹴るといった身体的なものだけではなく、心が傷つけられたりする精神的なものも含まれます。」とした上で、「暴力の種類」として「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げると言って脅す」が挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、池田町のHPの「DV（ドメスティック・バイオレンス）とは」には、「配偶者や生活の本拠を共にする交際相手など親密な関係にある人から暴力を受けることです。暴力には、殴る、蹴るといった身体的なものだけではなく、心が傷つけられたりする精神的なものも含まれます。」とした上で、「暴力の種類」として「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げると言って脅す」が挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

5 4 (1) 南部町のHPの「DV相談・被害者保護に関すること」の頁には、「ドメスティック・バイオレンスとは?」「配偶者やパートナーなどの親しい関係の人から加えられる暴力を、[ドメスティック・バイオレンス (DV)]といます。夫婦間でも暴力は被害者の人権を踏みにじり、個人の尊厳及び男女共同参画社会の実現を妨げる、大きな社会問題です。」と記載した上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス (DV) は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、南部町のHPの「DV相談・被害者保護に関すること」の頁には、「ドメスティック・バイオレンスとは?」「配偶者やパートナーなどの親しい関係の人から加えられる暴力を、[ドメスティック・バイオレンス (DV)]といます。夫婦間でも暴力は被害者の人権を踏みにじり、個人の尊厳及び男女共同参画社会の実現を妨げる、大きな社会問題です。」と記載した上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

5 5 (1) 八頭町が作成した「広報やず平成19年(2007)2月号」9頁には、「ドメスティック・バイオレンス (DV) をなくしましょう!!」「近年、ドメスティック・バイオレンス (DV) が増加しています。ドメスティック・バイオレンス (DV) とは、配偶者やパートナーなどの親しい関係の人から加えられる暴力をいいます。DVはただの夫婦げんかではありません。暴力は被害者の人権を踏みにじり、個人の尊厳及び男女共同参画社会の実現を妨げる、大きな社会問題として、早急に根絶しなければなりません。暴力の形態は以下のようにさまざまですが、身体や心を傷つけるという点で共通しています。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」と記載されている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、八頭町が作成した「広報やず平成19年（2007）2月号」9頁には、「ドメスティック・バイオレンス（DV）をなくしましょう！！」「近年、ドメスティック・バイオレンス（DV）が増加しています。ドメスティック・バイオレンス（DV）とは、配偶者やパートナーなどの親しい関係の人から加えられる暴力をいいます。DVはただの夫婦げんかではありません。暴力は被害者の人権を踏みにじり、個人の尊厳及び男女共同参画社会の実現を妨げる、大きな社会問題として、早急に根絶しなければなりません。暴力の形態は以下のようにさまざまですが、身体や心を傷つけるという点で共通しています。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」と記載されているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

56(1) 三朝町のHPの「配偶者からの暴力（DV）でお悩みの方はご相談ください」の頁には、「DVとは」「一般的には、夫や恋人など親密な関係にある（あった）パートナーから振るわれた暴力のことをいいます。暴力は被害者の人権を踏みにじり、個人の尊厳及び男女共同参画の実現を妨げる社会問題です。」と記載した上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り上げる」ことが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス（DV）は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、三朝町のHPの「配偶者からの暴力（DV）でお悩みの方はご相談ください」の頁には、「DVとは」「一般的には、夫や恋人など親密な関係にある（あった）パートナーから振るわれた暴力のことをいいます。暴力は被害者の人権を踏みにじり、個人の尊厳及び男女共同参画の実現を妨げる社会問題です。」と記載した上で、「子どもを利用した暴力」「女性から子どもを取り

上げる」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

57(1) 美里町のHPの「ドメスティック・バイオレンス(DV)について考える」の頁には、「恋人や配偶者など親密な関係にある又はあった者が、一方的にふるう暴力をドメスティック・バイオレンス(DV)とといいます。暴力は、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、何を言っても無視するなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、そして性的な暴力があり、その背景には、女性を男性より低く見る社会意識や性別による固定的な役割分担意識・社会の慣行が存在すると言われていました。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げたり・・・」することが挙げられている。

(2) ドメスティック・バイオレンス(DV)は、日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為である。

(3) すると、美里町のHPの「ドメスティック・バイオレンス(DV)について考える」の頁には、「恋人や配偶者など親密な関係にある又はあった者が、一方的にふるう暴力をドメスティック・バイオレンス(DV)とといいます。暴力は、殴る、蹴るなどの身体的暴力だけでなく、何を言っても無視するなどの精神的暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力、そして性的な暴力があり、その背景には、女性を男性より低く見る社会意識や性別による固定的な役割分担意識・社会の慣行が存在すると言われていました。」と記載された上で、「子どもを利用した暴力」「子どもを取り上げたり・・・」ことが挙げられているのであるから、それが日本の社会において最も忌避すべき重大な違法行為であることは明白である。

58 以上からすると、上で引用した政府や地方公共団体のHPにおいて、いずれも政府や地方公共団体の立場として、「子どもを奪ったり、連れ去る。」、「子どもを取り上げる」、「家族や友人に会わせない」、「家族との付き合いを制限する」、「家族や友人に会わせない」などについて、「配偶者から子を

取り上げること」や「配偶者と子の交流を制限すること」が「ドメスティック・バイオレンス（DV）の「暴力」に該当する違法行為である」「してはいけない行為である」と記載されている。

それにも拘わらず、日本にはそれを禁止し、またそれを防ぐための、①刑事法、②民事法、③手続法が、未だに何も存在していない。

それは、国会（国会議員）が法律を制定するべきことが明白であるにも拘わらず、その立法義務を怠っていることを意味している。

59 以上により、国会（国会議員）に立法不作為責任が認められることは明白である。

第2 令和3年2月10日に上川法務大臣が法制審議会に「離婚後共同親権、面会交流」について諮問したことなどについて

1 令和3年2月10日に上川法務大臣は法制審議会に「離婚後共同親権、面会交流」について諮問を行った（甲A119）。

その諮問については、「親子の引き離し起きないように制度の構築に向け、各省連携した抜本的な対応が求められている。」と指摘されている（甲A120）。

2 令和3年2月10日に上川法務大臣は法制審議会に「離婚後共同親権、面会交流」について諮問を行ったことを受けて、国会の予算委員会で立憲民主党の真山勇一参議院議員は同年3月3日に、共同親権への検討について、菅首相に答弁を求めた。

真山議員は、離婚の際に、女性が子どもを連れ去る問題があること、最近では男性が子どもを連れ去ることも増えていることを指摘した。外務省の24か国を対象にした親権問題に関する調査のデータを示し、単独親権しか選べないのは日本などの3か国のみで、「子どもにとっては離婚してもお父さんでありお母さんであり、両親がいるのは大切なこと。共同親権か単独親権かどちらか選べる選択的親権制度があってもいいのでは。」と提言した。

それに対して菅首相は、「（連れ去り問題については）私自身も承知して、憂慮している。今後子どもの利益を始め、幅広い観点から検討したい。まずは法制審の検討を見守りたい。」と答弁した（甲A121，甲A122）。

3 これらの事実は、「子どもを連れ去ること」が他方配偶者と子の権利を侵害する行為であることや、「親子の引き離し起きないような法律制度の構築」が必要であることについて、政府と国会（国会議員）の共通の認識となっていることを意味している。

4 それにも拘わらず、日本にはそれを禁止し、またそれを防ぐための、①刑事法、②民事法、③手続法が、未だに何も存在していない。

それは、国会（国会議員）が法律を制定すべきことが明白であるにも拘わらず、その立法義務を怠っていることを意味している。

5 以上により、国会（国会議員）に立法不作為責任が認められることは明白である。

第3 大阪地裁令和2年11月30日判決について

1 大阪地裁令和2年11月30日判決は、「子を産むか否かは、人としての生き方の根幹に関わる意思決定であるから、子を産み育てるか否かを自らの自由な意思によって決定することは、幸福追求権又は自己決定権として憲法13条によって保障されるとともに、性と生殖に関する自然権的な権利であるリプロダクティブ・ライツとして憲法13条、24条によって保障される。」と判示した。

その判示は、子を産み育てることには、子を教育することも含まれるので、基本的人権としての親の子に対する教育権を認めたことを意味している。

2 それに対して、「子の連れ去り」により、他方配偶者の子に対する教育権が制限されることは明白である。

3 それにも拘わらず、日本にはそれを禁止し、またそれを防ぐための、①刑事法、②民事法、③手続法が、未だに何も存在していない。

それは、国会（国会議員）が法律を制定すべきことが明白であるにも拘わらず、その立法義務を怠っていることを意味している。

4 以上により、国会（国会議員）に立法不作為責任が認められることは明白である。

第4 東京地裁令和3年2月17日判決について

1 離婚後単独親権違憲訴訟の東京地裁令和3年2月17日判決は、以下のよう
に判示した（甲A123）。

「親である父又は母による子の養育は、子にとってはもちろん、親にとっても、子に対する単なる養育義務の反射的な効果ではなく、独自の意義を有すものということができ、そのような意味で、子が親から養育を受け、又はこれをする
ことについてそれぞれ人格的な利益を有すということが出来る。しかし、これらの人格的な利益と親権との関係についてみると、これらの人格的な利益は、離婚に伴う親権者の指定によって親権を失い、子の監護及び教育をする権利等を失うことにより、当該人格的な利益が一定の範囲で制約され得ることになり、その範囲で親権の帰属及びその行使と関連するものの、親である父と母が離婚をし、その一方が親権者とされた場合であっても、他方の親（非親権者）と子の間も親子であることに変わりがなく、当該人格的な利益は、他方の親（非親権者）にとっても、子にとっても、当然に失われるものではなく、また、失われるべきものでもない。」

2 東京地裁令和3年2月17日判決が判示したように、「親と子との養育という人格的な利益」は、「親にとっても、子にとっても、当然に失われるものではなく、また、失われるべきものでもない。」という性質を有するのである。

3 それに対して、「子の連れ去り」により、他方配偶者と子のそれぞれにとって、「当然に失われるものではなく、また、失われるべきものでもない。」「親と子との養育という人格的な利益」が失われることは明白である。

4 それにも拘わらず、日本にはそれを禁止し、またそれを防ぐための、①刑事

法、②民事法、③手続法が、未だに何も存在していない。

それは、国会（国会議員）が法律を制定すべきことが明白であるにも拘わらず、その立法義務を怠っていることを意味している。

5 以上により、国会（国会議員）に立法不作為責任が認められることは明白である。

第5 ハーグ条約について

1 西谷祐子「子の奪取に関するハーグ条約の運用をめぐる課題と展望」『現代家族法講座第5巻国際化と家族』（日本評論社、2021年）68頁（甲A124）には、以下の記載がされている。

「(3) 監護の権利

子奪取条約に基づく子の返還については、子の連れ去り又は留置が、常居所地国法上の監護の権利を侵害することも要件となる。・・

監護の権利の存否を判断するには、まず常居所地国の法令に基づく親責任 (parental responsibility) や監護権等の内容を確定したうえで、それが条約上の監護の権利に該当するか否かを判断する。」

2 以上の記載からすると、子奪取に関するハーグ条約に基づく子の返還申立事件においては、「子の連れ去り又は留置が、常居所地国法上の監護の権利を侵害すること」が要件となり、「監護の権利の存否を判断するには、まず常居所地国の法令に基づく親責任 (parental responsibility) や監護権等の内容を確定したうえで、それが条約上の監護の権利に該当するか否かを判断する」ことが必要であることは明白である。

3 すると、日本がハーグ条約を批准した後、日本側から他の締約国に対して、ハーグ条約に基づく子の返還請求が行われているのであるから（甲24）、日本の国内法においても、ハーグ条約と同様に、一方親が他方親の同意を得ずに子を連れ去る（引き離す）ことにより他方親の権利（監護の権利）を侵害する行為を防ぐ法改正が行われなければならないこと、国会（国会議員）がその立

法義務を負うことは明白である。

第6 (プライバシー)

以上